

平成15年第12回教育委員会記録

平成15年7月9日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年7月9日(水)午後2時00分～午後2時40分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 佐野 宗 昭 学務課長 井口 順 司
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武 笠 茂 中央図書館長 杉田 治
スポーツ課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 5 名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 県費負担教職員の人事権の委譲に関する要望書
- (2) 区立中学校コンピュータ機器リース契約の更新について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 平成14・15年度 杉並区青少年委員の委嘱について

(目次)

会議録署名委員の指名	2
報告事項	
(1) 県費負担教職員の人事権の委譲に関する要望書	3
(2) 区立中学校コンピュータ機器リース契約 の更新について	9
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	10
(4) 平成14・15年度 杉並区青少年委員の委嘱について	11

委員長 ただいまから第12回の教育委員会の定例会を催させていただきます。

本日の議事録の署名委員は宮坂公夫委員です。

本日の予定は、報告事項4件のみとなっております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では日程の第1で、「県費の負担教職員の人事権の委譲に関する要望書」について、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 私のほうから、「県費負担教職員の人事権の委譲に関する要望書」について、ご報告いたします。今回の要望ですが、お手元の資料の「しかしながら」の所をご覧いただきたいのですが、現行の県費負担教職員制度の下で、教職員の人事権が東京都にあることにより、教職員の各区への帰属意識が希薄で、区の教育方針への理解が十分でないように思われること。それから理解・協力を得られる教職員を各区で育てても、一定の基準で他区市へ転出する状況があること。それから東京都には4万人を超える教職員がいて、このような多数の教職員の人事管理では、各区の実情を配慮することが難しいことといった状況認識を踏まえ、その改善を求めるために要望を行うというものです。

要望の趣旨ですが、1点目、教員の任命権の全部または一部を区に委譲する。2点目が、事務・栄養職員は都の職員を引き上げ、すべて区の職員とし、その財源を措置するということ。などの抜本的な改善により、学校の実情に即した教職員の人事管理を実現すべきものであるという要望です。

なお、併せて実現へ向け、法制度等の改正が必要となるということもあわせて、「しかし」の2行目の後ろのほうになりますが、「現在の人事の運用について見直しを図っていくなど、その課題実現に向け、努力を重ねていくことが大切である」。この認識も併せて示しているところです。

この要望書ですが、下の記載のとおり7月2日付ということで、特別区の教育長会会長から東京都教育委員会教育長宛に行っているところです。説明は以上です。

委員長 では、ただいまの説明へのご質問、ご意見をお願いいたします。

宮坂委員 非常に結構なことです。内容的には、全面的に賛成なのです。もしこれが実現した場合に、教職員の他区への異動とか、あるいは何か向こうからこちらへ入るとか、その辺の連絡とか、そういうのはどういうふうにできるのでしょうか。

庶務課長 いま東京都がこういった制度をとっておりますので、人事交流の中で都の全体的な教育水準の確保ということでやっています。これが全面的に法令等を改正されて、特別区、杉並区という領域になってきますと、当然かなり絞られた形での配置ということになってきます。今後もし、そういったことが可能であれば、幅広い視野も含めてということになるのでしょうかけれども、

広域的な異動についてどうするかということも、議論する必要があるかと存じます。

宮坂委員 他区との人事の交流が少し少なくなるということになるのでしょうか。全くなくなるといふことはないですね。

事務局次長 この要望書を課長会、部長会等で検討している中でも、例えば島嶼の関係とか、そういう所での人事交流というのは、どう考えていくのかがやはり議論になりました。各自治体に人事権を下ろすということと、それから全体的な何らかの事情だとか、そういったところでやはり残さざるを得ない部分というの、出てくるだろうという議論もありました。現実には、これらがスムーズにいくとすれば、そういったことも含めてこれからもっと詰めていかなくてはいけないだろうというふうに思っています。

大蔵委員 2つあります。1つは政令指定都市も、いまはやはり人事権は都道府県にあって、そして東京都は特別区と同じような扱いですか。政令都市はいろいろな点で、都道府県と同じような扱いを受けていますね。人事権だとか、そういうのはどうなっていますか。

事務局次長 政令指定都市は、区とは全く違う形で。

大蔵委員 都道府県と同じ扱いですか。

事務局次長 はい、自立しているということです。

大蔵委員 それでは特別区で23区がいま要求するという事は、政令都市並みの扱いをするということになるわけですね。

事務局次長 そうですね。

大蔵委員 もう1つあります。2番目の事務・栄養職員は都の職員を引き上げというのは、これは都の職員ではなくして、区の職員になることもあると思いますけれども、それも有り得るわけですね。

庶務課長 身分切換えという形で区の職員になると。ただ費用負担のほうはお願いということになります。

大蔵委員 それで教員のほうの給与とか、そういうものはいままでどおり都が持っているということですか。これは教員について書いてません。任命権の全部または一部となっていますけれども、人件費のことは書いてありませんが、その費用はどうするんですか。

庶務課長 基本的には、2割を県が負担して、その2分の1を国が、地方交付税を配付するという制度になっています。ですから財源と人事権、両方くるほうが、より独立性が高いということになります。今回は人事権のところと。

大蔵委員 人事権のみを要求すると。

事務局次長 ちょっと誤解されるといけないので、この下のほうに、「要望事項の実現には、国の法

改正や東京都の条例改正が伴います」と書いてありますが、この国の法改正の部分には当然給与負担法だとか、そういったことも直してほしいと。そういったことを含めて出しています。段階的には、仮にその法改正がなかなか実現しないといったときには、いわゆる人事権の部分でもっと詰めていくところがあるのではないかと。東京都独自でできるものをもっと探っていこうというのが、下の所を書いてありまして。段階的にはそのような考え方です。

大蔵委員 いままで国が持っていた分を都道府県に移すわけですから、このままにしておけば財源が移ってきて、都道府県が100%持っていてやるということになりますね。だから、いままでのような考え方からすれば、国から移ってくる分が東京都にいて、東京都が持っていた分を区に移すとか。そういう財源はいずれにしろ、いままでの分が使われるわけですがけれども、財源について形の上では都が半分持っているということでも、私はいいのではないかと思います。

しかし人事権のみが、全くお金と別に動くというのはありません。だからお金と人の権利というのが、つながらなければ実効がないと思います。少なくとも半分は、区の予算で動かせるようにすべきだと思います。

安本委員 「教員の任命権の全部または一部を」と書いてあるのですが、これは具体的には、「全部または一部」とはどういうことになりますか。

庶務課長 教員の任命権ということになりますと、任用、免職それから休職、復職、懲戒とか、あるいはその給与の決定という形で、身分取扱いに関するすべてのものになります。

基本的に、全部と言ったときには、これはすべてということになります。ただ任命権等を残して一部ということになりますと、その他の懲戒の部分などを移すやり方もある。具体的にその中身をどうするかというのはこれからの課題ですが、そういった趣旨で書いています。

安本委員 わかりました。ありがとうございました。

大蔵委員 もう1ついいですか。研修があると思いますけれど、研修みたいなものはそんなにたくさんの方が一遍に受けるわけではないので、それからすると研修みたいなものは都で集合してやったほうがいいのかもかもしれませんね。教員の研修は、いま義務づけられていますでしょう。

庶務課長 この辺についても、先ほどの人事の運用のところにかかわってくると思うのですが、研修とか内申制度というところですね。研修については、ご案内のとおり、基本的なところを東京都のほうで計画を作って、区のほうが分担しているということです。その辺については、運用の検討の中でどうしていくかということ、これから決めていくことになります。

教育長 いま政令指定市並みの人事権を求めているのだという話があって。ということは、この人事権の話は、全国市区町村の都道府県との関係での権限構成を改めるということを考えられて。もう1つは、特区制度改革の問題として、ほかの自治体は知らないけれども、特区制度改革のレ

ベルの問題として考えられる。もう1つは、特区の中で考えられる、というような考え方があると思うのだけれど、先ほどの政令指定市並みの、例えば横浜市と同じような権限を特別区に委譲してもらいたい。こういう話と理解していいのですかこの含意は。というのは、東京都教育委員会教育長に出しているところを見ると、そうとしか思えないのだけれども、それはなぜなのか聞きたいのですが。

事務局次長 今年も、毎年のように大都市教育長会議というのが開かれておりますが、この人事権の問題については、教育長会議でも意見がいくつか分かれるところがあります。全体として要望を出していくのは、やはり困難だろう。なぜかという、当然大都市教育長会議といっても、自治体によってそれぞれの構成とかは違っています。それから交付税関係の割当てなども全部違っているということがいろいろあって、なかなか足並みがそろえられないという状況もあります。そういった中で、全体的には無理だということ考えています。

今度は、東京都としてどうなのかということになったときには、杉並もそうですが、50万ということで、もうちょっといくと政令指定都市になるぐらいの規模の所は、やはりそれぞれ独立した形で教育の分権を進めていけるのではないかとといったようなことがあります。そういった意味で、東京都の中だけでも進めていく必要があるだろうというところ。言ってみれば、特区の話になってきますと、全国一律的な話になりますので、いわば特区制度の改革の1つの位置付け的な考え方。そういったようなところを出しているのが、今回の要望書の特徴かと思っています。

教育長 そうすると採用とか異動だとかいうような話は、幼稚園教諭の特別区教育委員会で所管していても、23区で実現したとすると、ああいう一部組合で受けると。そういったことを前提としているのか、これはそういうものですか。

事務局次長 その部分が、先ほどの一部を区に委譲するという所の理論でもあるのですが、例えば不服申立てをどこがどう受けていくのかと言った場合に、仮に人事権全部、そのものを杉並ということになってきますと、杉並で委員会を作っていくかなくてはいけない、ということになってくるわけですね。そういったことが果たして効果的、効率的なのかといった議論もありまして、そういったところも含めてこれから詰めていく必要があるだろう。いま話に出た特別区の人事委員会的なものも念頭に置きながら、これから更に検討が進められていく必要があるだろうと思っております。

教育長 大蔵委員の質問にもありましたけれども、やはり人事問題と財政問題は切り離せないように、これまでの流れを引く中で、旧文部省と旧大蔵省の考え方がずれてしまうというのは、いまでも多分あると思います。それで人事はいただくけれども、財政は負担してちょうだいという話になりかねない要素は持っていると思うのですが、これを出すに当たっての認識はどういうふう

に考えていたのか。

事務局次長 当然最終的には、いまの財政構造、税負担というか、経費負担の関係でも、都と国で守るべきところはやはりきちっと守ってもらいたいというのが原則的な立場です。

この下のほうにちょっと細かいこともいろいろ入っておりますが、例えば、いまの人事異動の基準にしてもいろいろ障害があるように考えられる。もう少しそういった、いまできることについても、やはりやっていくべきだろう。それと将来的なことも、やっていくべきだろうということで、ここで書いています。基本的には、人とお金の問題は一緒に考えて、そういった仕組みにしていくべきだろうというのが原則の考え方です。

教育長 特区制度改革の中でということは、要は財調制度があれば財調の中できちっと面倒を見ることが前提だった。要望する以上は、要望したサイドでいろいろな負担、責任、リスクをある程度覚悟しなくてはいけない部分が出てくると思うのだけれども、いま予想される特別区教育委員会側での負担とか、責任とか、リスクとか、どのように考えますか。

事務局次長 例えばですが、定員基準で考えているもの以上に、当然やっていくということがそれぞれの自治体である。例えば 30 人学級、35 人学級をどうするのかとか、それからいまの教員の加配をどうするのかといったことになってきますと、国で考えている基準と、東京都で負担する上で考えている基準と、当然違っている部分も出てくると思います。それらはやっぱり独自に負担をしながら進めていくというのが、財政上でのリスクという点では非常に大きいだろうと思っています。ただ教育上の効果とはまた別ですけれども、そういった独自でいろいろなことが出来る。それは財政負担を伴っても考えていく必要があるだろうというのが、やはり前提になっての要望だと思っています。

教育長 わかりました。

委員長 要望書を出されるのは初めてですか。

事務局次長 初めてです。私の記憶で、議会の関係で 23 区の議長会というのが多分 2 年何カ月か前、3 年近くになるかと思うのですが、そのぐらいのときに出したのが初めてだったと思います。市長会のほうで出したのが、多分去年だったと思いますが、23 区の教育長会としては、初めてこういった要望書ということになるかと思っています。

教育長 最後に 1 点、これは今後どうするのですか。出しっぱなし。

委員長 いちばん下にでも、ご回答くださいとか何とか書いてあるわけではない。しつこく書いておけばいいが、書いていない。

教育長 要請行動は何かしたのですか。

事務局次長 都の教育長のほうには会長区、世田谷区とそれから中野区の教育長が行って、要望書

を手渡しをしてきたということです。また、多分14日だと思うのですが、その時の話ですとか、教育長会が全体としてそういった報告を受ける予定になっているのです。それをちょっと聞いてみませんと、そこでどういった会話がされて、今後どうするのかということが出たのかどうかは、いま何とも言えないと思っています。

ただ、大事に思っているのが、いま都区で、教育の関係で連絡会が開かれておまして、この人事の問題が、人事権の問題だけが外されて検討されているということなのです。今回この要望書を出すことによって、その扱いがどうなるのかということが、実は私どもの関心事です。その扱いによって、これから検討の俎上に載っていくのか、それとも都の教育委員会としてはまだ検討しないということで、そのままにしてしまうのか。どう出てくるのかが、いま把握していかなければいけない所かと、そのように思っています。

教育長 わかりました。

委員長 ご承知のように、地方分権推進委員会の流れを受けていろいろ変わっているのですが、もうその前から、さっきちょっと話に出たような政令都市と都道府県との関係というか。正確に言えば、府県との関係、横浜市と神奈川県とか、そういう分離というのはいろいろな分野で出来ているわけです。けれどもいつまで経っても、例えば河川など神奈川県はずっと全部横浜市に渡さないとか、いろいろ分野によってあるわけですね。だから教育について、そういうふうに話しているというのは、1つの良い事例だと思います。それに分権委員会が出きているから、追い風というのもあるわけです。

中教審などでも、平成10年でしたか、もう答申があつて、どんどん都道府県から市町村に委譲するよというものは出てきているわけです。当然国からというのもあります。先ほどの給与負担法の問題とか、いろいろその辺を処理しながらやっていけというものは出ているのですが、動きが鈍いわけですね。

だから、もうすでに出されたのかとお聞きしたのは、ちょっと遅いなど。私自身こういうのは、何回もどんどんやっていかななくてはいけない問題ではないかと思うわけです。都にしたら、都立高校だとか持っているわけだから、何もなくなるわけではないので、出来ることからどんどん渡していく。それで地域に密着した教育とか、どんどんそちらに動いているのだけど、あるものは離れて全然はるか彼方にあるというのは、なかなか現実的に動かしにくいというのもあつて、良い教育というのが出来にくい。機会改めて、その辺お願いしたいと思います。

それからいろいろな分野といいますか、補助金などを見ていると、これから相当世の中変わっていきそうなのです。だから、そうなったときに自治体自体はどういうふう考えていくのか。そういうプライオリティというのか、教育費というものをどういうふうにと考えると、いろいろ

総合的にいまから受け皿を用意しておかないといけない部分もあるわけですね。どうもありがとうございました。

(1)の報告について意見聴取を承りまして、次に(2)の報告に進ませていただきます。「区立中学校コンピュータ機器リース契約の更新について」、学校運営課長から説明をお願いいたします。

学校運営課長 「区立中学校コンピュータ機器リース契約の更新について」ご報告をさせていただきます。区立中学校のパソコンルームのコンピュータ機器のリース契約期間が、この8月に満了いたします。これに伴う機器の入れ替えを夏休み期間中に行いますので、ご報告をさせていただきます。

まず第1点目として、お手元の資料をご覧ください。全体の契約内容ですが、現在の契約内容では中学校22校、これは和田中学校が別の契約で行っていますので、一律で行っているのは22校です。平成10年9月～平成15年8月までの5年契約でやってまいりました。

契約の内容ですが、サーバーを1台、先生機を1台、生徒機を20台、スキャナーを1台、デジタルカメラ1台。カラープリンタ、これは失礼しました。2台とありますが、1台とご訂正ください。モノクロプリンタ1台、ネットワーク機器一式という形で構成をされています。

この9月から契約更新し、中学校22校で、平成15年9月～平成19年8月までの4年契約です。これまで5年契約でずっとやってまいりましたけれども、パソコン機器の開発関係がこのところ非常に早い速度で進んでおりますので、それに対応するために4年契約という形で、契約期間を短かく設定しています。

契約の内容ですが、サーバーが1台、先生機2台、生徒機40台、教材提示装置、これは液晶プロジェクタとっているものですが、それを1台。新たに新設をいたします。スキャナー1台、デジタルカメラを6台に増設いたします。カラープリンタを2台。これも2台に増設をするものです。モノクロプリンタ1台、ネットワーク機器一式という形になっております。

ご覧いただいたように、先生機も2台に倍増し、生徒機も40台と倍増という形で、基本的には授業で使っていただくときには、生徒機については生徒さん1人1台ずつパソコンを使っていたけるようになった。先生機についても、サブの先生にもお付けして、授業がより充実して行えるようになったという内容のものです。

今後の入れ替えの日程ですが、現行機器を学校のほうで撤去するのが7月17日(木)から8月8日(金)まで。撤去終了校から順次配線工事、搬入、設置を行い、8月末までに全校完了する。使用開始は、それぞれ機器の設定等がありますので、いろいろな調整をしながら検査も進めまして、9月中旬から授業で実践配備をしていくという予定です。私のほうからは以上です。

委員長 ではご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大蔵委員 和田中学校だけ別になっているというのは、どうしてですか。

学校運営課長 学習用コンピュータを配備するときに、和田中学校だけ従前モデル校のような形でやってきたものがありました。残り 22 校については、それまで全然配備されていませんでしたので、とりあえず 22 校の契約をしました。和田中学校はそのモデル校の機械がありましたので、その関係で契約期間が違ってきているというものです。

大蔵委員 和田中学校の契約は、現在のところいつ切れることになっているのですか。

学校運営課長 すみません。ちょっと詳しいことは、資料が手元にございませぬ。確か来年だったかと思えます。

教育長 OSは何を使っていますか。

学校運営課長 Windows を使っています。

教育長 それともう 1 点、いちばん早い学校で工事が終わるのはいつですか。遅い所は 8 月 31 日、最も早い学校は。というのは、9 月中旬から運用開始予定とあるのですが、授業の進め方もいろいろあるのだろうけれども、足並みそろえて早い所も遅い所も 9 月中旬なんていう考え方を取る必要もないのかなど。早いところはどんどん使えばいいのではないかという感じがするのですが、そこら辺はどう考えていますか。

学校運営課長 そのように設定をしていきたいと考えております。運用開始可能になった学校から、順次開始をしていくと考えたいと思えます。

教育長 ということは、この資料は、遅くとも 9 月中旬よりと、こう読むということですね。

学校運営課長 はい、そうですね。

教育長 そう書いてもらわないと、わからないですね。

委員長 では、ほかにございませぬようでしたら、次に進めさせていただきます。

3 番目が、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、社会教育スポーツ課長ですが、もう 1 点「平成 14・15 年度杉並区青少年委員の委嘱について」、併せて説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 最初に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。今月分については、6 月分合計という欄に記載しています、42 件ありました。定例が 38 件、新規が 4 件。新規のほうは社会教育スポーツ課が 3 件、学務課が 1 件という内訳になっています。共催・後援の別ですと、共催が 28 件、後援が 14 件です。当月まで、6 月分までで合計 137 件の後援、共催名義の承認ということになっています。

それでは 1 枚めくって、新規の分の説明をいたします。No.1、新規共催、「高二ふれあい夢広場」が行う土曜日学校。これは高井戸第二小学校の土曜日学校ということで、第 1 回目についてはミ

ニ運動会という形で行うということになっています。

No.2、新規後援。「特定非営利法人青少年異文化交流推進協会」が行う「ユースモチベーション・プログラム・イン・ジャパン'03」です。この事業については、内容が野外体験活動、それから自然体験等を行うということで、場所が沖縄県です。杉並区の子どもたちを中心として呼びかけていきたいということで、後援という形で承認をしています。

No.3、新規後援。社団法人の「日本青年交友協会」が行う「第69回新宿～青梅43kmかち歩き大会」です。こちらは東京都を初めとして、それぞれのコースに当たる青梅市からずっと練馬区、新宿区についても後援をしている事業です。

資料のいちばん最後の裏になりますが、学務課の新規後援。「南伊豆健康学園の教育を考える会」が行う事業で、講演会「南伊豆健康学園の教育－30年間培ってきたもの、担ってきたもの」ということで、7月20日阿佐ヶ谷地域区民センターで行うものについて後援の承認をしています。以上が共催・後援名義の報告です。

それからもう1点ですが、平成14・15年度の杉並区青少年委員の委嘱について報告いたします。お手元の資料のように、山崎由紀さん。これは成田青少年育成委員会からの推薦です。西田小学校を担当ということになります。委嘱の年月日が平成15年6月1日ということで、平成16年3月31日までの任期になっています。この地域については、実は同じ山崎さんが3月末日で一旦この青少年委員を辞職したいと申し出があり、それを承認したということがあります。4、5月、ほかの方を探していたのですが、結局山崎さんがいろいろ条件的にまた整ったということで、成田青少年育成委員会のほうから推薦をされて、今回委嘱ということになったものです。これによりまして、47名全員青少年委員がいまそろっています。私のほうからは以上です。

委員長 では最初の後援名義使用承認ということで一覧の説明がありましたが、この件についてどうぞ。

教育長 1点だけ。この2番の新規の後援で、NPO法人のがありますね。会場が沖縄県ということで、これは区内の団体が沖縄県の会場の「ユースモチベーション・プログラム・イン・ジャパン'03」に出演するのに後援をすると。こういうことなのだけど、後援するメリットというのは一体何なのですか。

社会教育スポーツ課長 この事業につきましては、子どもたちに異文化交流、これは日本人だけではなく、外国の、アメリカの大学とも連携をとってしまして。そちらのほうを通じての文化と、それから野外体験を行うということでやっているわけです。やはり杉並区内、またはこの都会の周辺だけでは体験できないような、そういったプログラムを用意しているということです。浜辺でのキャンプであるとか、または沖縄の土地の中でお互いに協力できるような、そういった団体

とも交流しているということがありまして、非常にこちらでは味わえないような、体験できないような、そういうプログラムを沖縄で体験できるということで、あえて会場をそちらのほうに移してやっていくということです。

教育長 わかりました。

委員長 一般的に、遠隔地というのは少ないですね。

社会教育スポーツ課長 一般的にはそうですね。やはり区民が行ける場所といたしますか、集まれる場所ということがありますので、これはちょっと特殊かなというような例です。

委員長 では4番目の報告、青少年委員の委嘱についてのご質問をお願いいたします。

大蔵委員 青少年委員は、たしか空席は1人で、この方で全部埋まったのですね。

社会教育スポーツ課長 はい、埋まりました。全員そろっています。

委員長 他にご意見がございませんようですので、これで報告事項をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、「その他」ということで、庶務課長のほうからお願いします。

庶務課長 私のほうからうれしいお知らせです。すでにご案内しているとおり、杉並区の子どもたち2チームが世界に挑戦ということで、7月5日から7月11日まで、イタリアのパドヴァで開かれていた「ロボカップ世界大会」に出場していたわけですが、HoriHori チームがプライマリーダンスの部で優勝。それからもう1チームのアンティークがセカンダリーダンス部門で優勝ということで、知らせが届いています。今後の予定ですが、15日には区長のほうへ表敬訪問といえますか、凱旋訪問。それから今後ビデオあるいは区の広報等で、そういったお知らせを区民に知らせていきたいと考えています。その他、何かいろいろな形でそれをお知らせする場があれば設定していきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。では、ロボカップのほうもおめでとう。お聞きしました。

では、本日の教育委員会は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。